令和6年

3月農業委員会総会議事録

■日 時	2024年(令和6年) 3月14日(木)14:30~15:09 反 訳 : 西 都
■場 所	和泉市役所 本館 5 - A 会議室 速記株式会社
■出席者	[農業委員] 計(14名)
(敬称略)	 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎
(議席順)	6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸
	11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘
	[欠席委員] 計 (O名)
	[事務局] 計(4名)
	藤原美津子 冨永 利幸 仲野 文三 伊藤 真琴
■提出資料	議案書
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
	議案第3号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について
	議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
	報告第1号 農地法第5条の規定による受理の取消しについて
	報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
	報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

■議事内容

事 務 局	お忙しい中、ありがとうございます。
	それでは、ただいまから令和6年3月の委員会総会を進めさせていただきます。
	開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。
友田会長	本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。
	(会長挨拶)
	それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。
	早速ですけど、本日の出席者数を事務局から報告願います。
事 務 局	本日、委員会に出席されております委員は全員出席でございます。
	したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、
	本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。
	それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。
友田会長	本日の議事録署名人には、8番友田吉春委員、10番辻林孝幸委員の御両名にお願
	いいたします。
	(両委員の承諾あり)
	続きまして、議案書1ページをお願いいたします。
	3月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第3号とな
	っておりますので、よろしくお願いいたします。
	議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号、1番、国分町の物件について事務局から説明願います。

事 務 局

事務局の仲野でございます。 議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、国分町で、地目は、田2筆、面積は合わせて 9 1 3 ㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書 記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から50m、徒歩1分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機などを保有しており、農業従事予定日数は330日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「従前の用途と同様に使用するため、周辺地域の農地に影響はありません。」とのことです。

続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告させていただきます。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認をいたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

事務局

続きまして、議案第1号、2番、浦田町の物件について事務局から説明願います。 議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、浦田町で、地目は、畑1筆、面積は287 m、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から100m、徒歩1分の距離に位置しております。

譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は80日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「本件は贈与による所有権移転であるので、 耕作形態に変更なく、ほかへの支障は生じません。」とのことです。

続きまして、地区担当の讃岐委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題はありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、国分町の物件について事務局から報告願います。 議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

事 務 局

許可を受けようとする土地の所在は、国分町で、地目は、田1筆、面積は38㎡、 譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から8km、車で20分の距離に位置しております。

譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は250日で、3年3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に危害を及ぼさないように耕作します。」とのことです。

続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、4番、上代町の物件について事務局から説明願います。 議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、上代町で、地目は、田1筆、面積は2,023 m、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から5.4 km、車で13分の距離に位置しております。

譲受人は耕運機などを保有しており、農業従事予定日数は260日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「従来どおりの耕作をするので周辺に支障は 与えません。農薬の使用についても、周辺の農地に支障を与えないように使用しま す。」とのことです。

続きまして、地区担当の前川委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画11件を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第2号、1番、上代町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の伊藤でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、上代町で、地目は、田4筆、面積は合わせて1,660㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につき

ましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の前川委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稲栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する 予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番については許可することに決定いたします。

事務局

続きまして、議案第2号、2番、福瀬町の物件について事務局から説明願います。 議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、福瀬町で、地目は、畑1筆、面積は1,885㎡でございます。 貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、タマネギ及びニンニクを栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地でタマネギ及びニンニクを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、 11番、室堂町、万町、和田町の物件につきまして、紀之定委員が農業委員会に関す る法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番について、関連があ

ることから一括説明願います。

事務局

議案書5ページ、3番から11番について関連があることから一括して説明させていただきます。

物件の所在地は、室堂町、万町、和田町で、地目は、田13筆、面積は合わせて 11,338.68㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の溝川委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稲栽培をする 予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第2号、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番については許可することに決定いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理 事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第11項の規定に基 づき、農用地利用集積等促進計画5件を、別表のとおり要請するものといたします。

議案第3号、1番、松尾寺町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、松尾寺町で、地目は、畑2筆、面積は合わせて637㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森副会長から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、借手に意思確認いたしました。借手は申請地で野菜を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんでした。」 との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。

事務局

続きまして、議案第3号、2番、仏並町の物件について事務局から説明願います。 議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、仏並町で、地目は、畑2筆、面積は合わせて4,287㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、辻林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する 予定です。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、3番、4番、5番、池田下町、阪本町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。

事務局

議案書7ページ、3番から5番について関連があることから一括して説明させていただきます。

物件の所在地は、池田下町及び阪本町で、地目は、田7筆、面積は合わせて 4,092㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の山口委員及び西川委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稲及び野菜栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で続けて水稲及び野菜を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を

受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号、3番、4番、5番については許可することに 決定いたします。

続きまして、議案書8ページをお願いします。

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、適格者証明願1件に関する願い出を、別表のとおり定めるものとします。

議案第4号、1番、東阪本町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、東阪本町で、地目は、田10筆、面積は合わせて2,474㎡でございます。

被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、地区担当の西川委員と現地調査を行いましたところ、水稲栽培をされており、今後も引き続き営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第4号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

議案書10ページ、報告第1号、農地法第5条の規定による受理の取消しについて、受理取消届1件に関する届出を受理したので、別紙のとおり報告いたします。

議案書11ページを御参照ください。

続きまして、議案書12ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用5件を、専決により受理しましたので報告いたします。

議案書13ページを御参照ください。

続きまして、議案書14ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定に

よる届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転4 件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書15ページを御参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。

次に、報告案件・その他の案件について、事務局から報告を願います。

事務局

事務局のほうからの報告につきまして、前回の委員会で御検討いただきました、能 登半島地震義援金でございますが、先ほどの推進委員会におきまして、親睦会費の中 からの7万円とする旨、御報告をさせていただきました。

つきましては、近日中に7万円の義援金を振込させていただきますので、御報告させていただきます。

あと、その他といたしまして、本日、活動日誌のほう、ブルーの紙ファイルのほう、また机の上に置いておいていただけましたら、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

友田会長

事務局の報告が終わりました。

何か皆さん方で御意見ございませんか。

御意見がなければ、本当にお忙しい中御出席いただきましてありがとうございました。

これをもちまして農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会時間15時09分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委員

委員